

お客様各位

インボイス制度への対応について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2023年10月1日より、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されました。

これを受けて、当組合では下記の対応を行いますのでお知らせいたします。

記

1. 当組合の適格請求書発行事業者登録番号

T9300005000535

2. 当組合が交付するインボイスについて

- ① 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

営業店窓口等で各種手数料（振込手数料、両替手数料、残高証明書発行手数料など）をお支払いいただいた際には、インボイスの要件を満たした「領収書」等を発行いたします。

- ② 自動振替等でお支払いいただいている各種手数料について

自動振替等でお支払いいただいている各種手数料につきましては、インボイスの発行を希望されるお客様を対象とし、インボイスに係る帳票を発行するか、インボイスの要件を満たした「領収書」を郵送いたします。

発行を希望されるお客様につきましては、営業店窓口、または得意先係へお申し出ください。

（例：口座振替手数料など）

- ③ インターネットバンキングでお支払いいただいている各種手数料について

インターネットバンキングに関する各種手数料につきましては、インボイスの発行を希望されるお客さまにつきましては、以下、資料を以ってインボイスとさせていただきますので、申込書等とともに保存いただきますようお願いいたします。

1. とうしんビジネスバンキング申込書（兼基本手数料口座振替依頼書）
2. インボイス制度の開始に伴う登録番号および消費税額等のご通知
3. 通帳等

※2. についてはインターネットバンキング契約時に郵送させていただきます。

3. ATMでのお取引について

ATMでのお取引については、インボイスの交付義務が免除される自動販売機特例の対象となりますので、インボイスは発行いたしません。

なお、お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで仕入税額控除の適用を受けることが可能となります。

以 上